

議員提出議案第2号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月22日

提出者	三朝町議会議員	山田道治
賛成者	三朝町議会議員	福田茂樹
賛成者	三朝町議会議員	香川和久
賛成者	三朝町議会議員	知久馬二三子
賛成者	三朝町議会議員	平井満博
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	杉原憲靖

平成18年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務常任委員会	略	総務課・防災課・地域振興課及び税務課に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	総務常任委員会	略	総務課・防災課・地域振興課・税務課及び三朝町営国民宿舎プランナールみささに関する事項並びに他の委員会に属しない事項
産業建設常任委員会	略	建設水道課・産業課・農業委員会及び三朝町営国民宿舎プランナールみささに関する事項	産業建設常任委員会	略	建設水道課・産業課及び農業委員会に関する事項
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。